

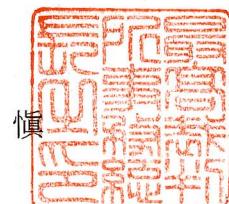
最高裁秘書第1184号

令和4年5月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所の書記官が民事事件の上告棄却決定を送付した際に予納郵便切手を上告人に返還したにもかかわらず、当該上告人から受領書を受け取ることができなかった場合の取扱いが書いてある文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年9月15日付け（同月17日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第56号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）